

第7章

計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて



第1節 学校教育・保育事業等の確保体制

1. 認定こども園等の普及についての考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等にあまり左右されず、柔軟に子どもを受け入れられる特長があります。

今後は、保護者のニーズ及び地域の実情を踏まえながら、待機児童が発生しないよう保育所等を整備するとともに、幼稚園・保育所の認定こども園への移行が円滑に進むよう支援に努めます。

2. 質の高い教育・保育の提供のための方策

子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うことができるよう、幼稚園教諭や保育士などの専門職の人材確保や処遇の改善に努め、教育・保育の「質」の向上を図り、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供する体制の充実に努めます。

また、子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

第2節 計画の推進体制と進行管理

1. PDCAサイクルに沿った計画推進及び進行管理

計画策定後の各種施策（事業）の推進に際しては、PDCA（Plan-Do-Check-Action）の考えを踏まえ、子ども・健康部が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握・評価、点検を行い、子ども・子育て会議において意見を聴取します。

子ども・子育て会議での意見聴取の結果を踏まえ、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

2. 関係機関の役割と連携

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子ども・健康部が主管となり、関係部局と連携・調整を図りながら本計画の各種施策（事業）を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また自治会などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、支援法の理念に基づいて、地域ぐるみで施策の推進を図ります。

さらに、幼稚園・保育所と小学校との相互交流を通じて、職員間の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員の交流を通じて、幼保小の連携を推進します。

子ども・子育て支援施策は、児童手当等、国や大阪府の制度に基づくものも多いことから、国・府に対し、積極的に各種施策の充実や要望を行っていきます。